

第4回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和6年度第4回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和7年3月21日（金） 午後2時～午後4時
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員、谷川委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
安芸区役所地域整備課長
水道局緑井浄水場長
安佐南区地域整備課復興工務担当課長
水道局設備課長
財政局契約部物品契約課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要
 - (1) 建設工事に係る入札及び契約の透明性の確保について
 - ア 入札及び契約手続の運用状況等の報告（令和6年10月～12月分）（公開）
 - (ア) 工事の発注状況について
 - (イ) 低入札価格調査制度の運用状況について
 - (ウ) 指名停止措置等の運用状況について
 - (エ) 苦情処理の運用状況について
 - (オ) 談合情報への対応状況について

事務局から(1)ア(ア)から(オ)までについて、取りまとめて報告等を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。

 - イ 抽出事案の審議（公開）
 - (ア) 安芸4区318号里道整備工事（6－1）（条件付き一般競争入札）
 - (イ) 緑井浄水場次亜塩素注入設備小出槽取替機械設備工事（条件付き一般競争入札）
 - (ウ) 川の内線信号機移設工事（6－1）（通常型指名競争入札）
 - (エ) 高陽浄水場1系フロキュレータ駆動装置取替機械設備工事（随意契約）

(1)イ(ア)から(エ)までについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。

議題(1)に係る次回の審議会は、事前の日程調整の結果、令和7年7月から8月ごろにかけて開催することとし、日程については事務局が調整することとなった。審議する事案の抽出は、齋藤委員が担当することとなった。

7 傍聴者の人数

傍聴者 なし

8 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

抽出事案の審議

ア 安芸4区318号里道整備工事（6－1）（条件付き一般競争入札）

Q1 入札条件である安芸区内にある等級区分DとCの業者数はいくつか。

A1 D及びCで25者いる。Dが18者、Cが7者となる。

Q2 今回の整備部分以外は普通のブロックとなっているが、今回工事は整備部分のみ擁壁を作るということか。

A2 崩れた部分の復旧を行う工事となる。今回整備部分以外は被災していないため、擁壁は作らない。

Q3 落札率が100%に近いが、その要因としては何があるか。

A3 工事内容が一般的なものであり、公共土木積算基準書どおりで積算可能なため、積算に精通している業者であれば予定価格の算出は容易であると考えられる。応札者は、現場条件等を精査し工事の履行が可能な金額での応札を行ったと考えている。

イ 緑井浄水場次亜塩素注入設備小出槽取替機械設備工事（条件付き一般競争入札）

Q1 今回1者応札となった要因は何があるか。

A1 応札可能業者として11者を見込んでいた。工事内容として設備の設置場所が狭隘であること、周辺機器への影響があり、それを加味して応札しない経営判断をしたものと思われる。応札者は既存設備のメンテナンスを行っているため、状況を熟知しており、場内のノウハウがあったことが応札につながったのではないかと考えている。

Q2 今回の設備は代替的なものはないのか。

A2 安定給水のため小出槽は2槽設置しており、今回はそのうちの1槽を取替えている。安定的な注入のために同じもので取り替えている。

Q3 下水道等の発注でオーダーメイドで発注しているものがあるが、今回は汎用的なものなのかオーダーメイドのものなのか。

A3 槽部分は一般的なものであるが、注入口などは周囲の機器等に合わせて加工している部分がある。今回の発注は調達、加工、設置すべて含めての契約となっている。

Q4 現場の状況が応札の判断に影響があったとしているが、事前に現場を見せてほしいと要望があった場合は場内を公開するのか。

A4 要望があった場合、施設の案内は行う。

ウ 川の内線信号機移設工事（6－1）（通常型指名競争入札）

Q1 移設工事となっているが、既存の信号機を動かして再利用したのか、既存の信号機を廃止して新たに設置したのかどちらか。

A1 当初は既存の信号機を再利用することを想定していたが、現場の状況や警察との協議によって多少の改良を加えている。

Q2 10者指名しているが、9者辞退している要因は何か。

A 2 業者の手持ち工事や技術者の配置状況で入札できないことがある。応札者については以前も市の工事を受注しており、業者の受注方針も影響しているのではないかと考えている。

エ 高陽浄水場 1 系フロキュレータ駆動装置取替機械設備工事（随意契約）

Q 1 1 者との随意契約の際、内部で契約が適正かどうかの協議は行うのか。

A 1 事前に内部で協議を行っている。

Q 2 オーダーメイドでの発注となっているが、オーダーメイドである必要性はあるのか。

A 2 沈澱池の大きさや水量、水質によって攪拌翼の枚数や大きさ、駆動装置の出力などが変わってくるため、本浄水場に合わせたものが必要になる。

Q 3 3 回目の入札で決定となっているが、折り合わない場合はどうなるのか。

A 3 最終的には不調となる。

Q 4 今回オーダーメイドで発注しているが、積算はどのようにしているのか。

A 4 諸経費については下水道設計標準歩掛表で積算を行っている。製造部分については業者からの見積もりを参考に算出している。